

平成29年8月25日

債権者各位

## 略式合併公告

東京都品川区大崎一丁目11番2号  
ゲートシティ大崎イーストタワー  
セメダインオートモーティブ株式会社  
代表取締役 西下 邦彦

当社は、吸収合併により、平成29年10月1日を効力発生日として、セメダイン株式会社（住所：東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー）に権利義務全部を承継させて、同社を存続させ、当社は解散することにいたしましたので下記の通り公告いたします。

なお、この合併は、会社法第784条第1項に基づき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を経ずに決定しております。

また、セメダイン株式会社は当社の全株式を所有しておりますので、この合併によるセメダイン株式会社の新株式の発行および資本金の額の増加はありません。

### 記

1. この吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にその旨をお申出下さい。
2. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

掲 載 紙 官報

掲載の日付 平成29年7月28日

掲 載 頁 80頁 (号外第165号)

(セメダイン株式会社)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

以上